

国際トレンディ



CAPA理事会及び総会報告 ハイデラバード会議

アジア・太平洋会計士連盟（CAPA：Confederation of Asian and Pacific Accountants）の理事会及び総会が、2016年10月20日、21日にインドのハイデラバードで開催された。理事会には、9か国の代表（日本、インド、オーストラリア、カナダ、韓国、中国、バングラデシュ、ネパール、米国）とテクニカル・アドバイザーが、総会には理事の9か国の代表のほか、CAPAメンバーであるフィリピン、ベトナム及びパプア・ニューギニア並びにCAPAアフィリエイトメンバーである英国の代表が出席した。日本からは染葉真史（日本代表理事）、小林繁明（テクニカル・アドバイザー、国際委員会 会計監査インフラ整備支援専門委員会 専門委員長）及び渡場友絵（テクニカル・アドバイザー）が会議に出席した。

以下、会議の概要を報告する。

I 理事会

1 各委員会からの活動報告

各委員会委員長より、最近の活動内容が報告された。

① 会計職業専門家団体発展委員会 (PAODC：Professional Accountancy Organization Development Committee)

PAODCは、発展途上にある会計職業専門家団体（PAO：Professional Accountancy Organization）を支援するために設置された委員会である。PAODCでは、現在、2014年2月に公表した「会計職業専門家団体（PAO）発展のための成熟モデル（Maturity Model for the Development of Professional Accountancy Organisations）」の実施に向けた16の

各開発分野に関するガイドラインの作成に取り組んでいる。今回の委員会では、ガイドラインを含めたCAPAの著作物の活用促進のあり方と、プロモーションの実施に係るCAPAの諸規定の整備についての議論が行われた。

CAPAとしては、完成した各ガイドラインが広く活用され、CAPAにおける開発支援が広く認知されることを望んでいるため、CAPAに加盟する開発途上国のPAOを中心に、その実施を支援するためのアウトリーチ活動を、今後も引き続き実施するとともに、国際会計士連盟（IFAC）に加盟する各地域機構における活用を促進するため、著作物の積極的な提供と活用の許可を進めていくことで同意した。ただし、CAPAの著作権などの維持は厳格に行うべきとの意見があったため、ウエ



ブサイトで紹介される際や、各地域機構で実際に活用される際には、CAPAの事業として認知されるように関係者に配慮を願うこととなった。

CAPAが世界銀行及びアジア開発銀行と共同して行っている各プロジェクトに関する進捗報告は、以下のとおりである。

(a) 世界銀行の能力開発プロジェクト進捗報告

本プロジェクトは、世界銀行が資金を提供し、CAPAが実施団体となつてコンサルタントを採用し、CAPAの3つの加盟団体（モンゴル、フィリピン、ベトナム）に対して、継続的専門能力開発（CPD）の制度向上を支援するプロジェクトである。本プロジェクトでは、各国で幅広く利用できるようなツールキット及びガイドラインの構築が進められており、CPD制度整備に当たり検討が必要となる事項又はベスト・プラクティスとされる先進PAOでの実施事例を参考に、自国の状況や法制度等に合わせた適切なCPD制度を確立することを支援の目的としている。

ツールキットの内容や使い方を説明したビデオ及びCPD制度構築に関

するガイドラインは、今後、早い段階でCAPAのウェブサイトに掲載され、一般に利用が可能となる予定である¹。今回のPAODC会議では、本ツールキット等の利用促進を図るため、IFACのウェブサイトを通じた広報や、2016年11月にブラジルで開催されるIFACの年次総会及び地域機構会議の場で、プレゼンテーションを行う予定であることなどが報告された。さらに、CPD制度構築には、PAOだけでなく規制当局や教育機関なども深く関わるため、これらの関係者がCPD制度整備の重要性やツールキットの中身をできるだけ簡潔に理解できるよう、2頁程度のパンフレットを、別途、作成することが決定された²。

(b) アジア開発銀行の監査の品質管理プロジェクト進捗報告

本プロジェクトは、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）の「アジア太平洋における財務管理の強化（Strengthening Financial Management in Asia and the Pacific）」プロジェクトにCAPAが協力するというものである。本プロジェクト自体は3つの段階から構成され、それぞれ、途上国のPAOにおける監査の品質管

理制度の状況に関する調査と制度構築支援、財務管理システムに関する実態調査報告書の作成及び国際公会計基準（IPSAS：International Public Sector Accounting Standards）に関するE-learning講座の提供等を通じて、特にADBなどが資金提供するプロジェクトの財務管理の強化や各国における政府の財務管理の強化を目指そうとするものである。CAPAは本プロジェクトの第1段階である途上国のPAOにおける監査の品質管理制度の状況に関する調査と制度構築に推進役として関与している。

CAPAが協力する第1段階では、3つのCAPA加盟団体（サモア、ネパール、バングラデシュ）及び2つのCAPA非加盟団体（ミャンマー及びカンボジア）に対して、ADBからコンサルタントとして任命されたイングリッド・ウェールズ助許会計士協会（ICAEW）の関係者が、それぞれの国における品質管理制度の発展状況等に関する調査を行い、制度構築に向けたロードマップの策定を行う。

今回の会議では、各国の状況調査を継続しており、ロードマップの作成が終了に近づいている旨の報告のほか、監査の品質管理制度の構築と運用に関するグッド・プラクティス・ガイドの最終ドラフトの提供があり、各団体での状況に鑑み、コメント等があればぜひ寄せてもらいたい旨の依頼があった。グッド・プラクティス・ガイドには、監査規制と監査の品質管理レビューの違い、監査の品質管理レビューの重要性と制度構築に向けて検討が必要になる組織ガバナンス、人材の確保及び資金調達及び確保といった論点が簡潔にまとめられている。グッド・プラクティス・ガイドは2016年12月の

完成を予定しており、本プロジェクトの第1段階は2017年第2四半期までに終了することが予定されている。

② 公共部門財務管理委員会 (PSFMC : Public Sector Financial Management Committee)

PSFMCは公共財務管理の向上を支援する委員会である。今回の会議では、ADBが設立50周年の記念行事の一環として、2016年10月11日及び12日にバンコクで開催した公会計に関する地域フォーラムにCAPA専務理事が出席し、PSFMCで作成した冊子「Attracting and Retaining Finance Personnel in the Public Sector」のプレゼンテーションを行ったこと、また、国際公会計基準設定審議会 (IPSASB) の議長からのIPSASの導入状況に関するプレゼンテーションのほか、公会計の状況について、ADBが本フォーラム参加国に対して実施したサーベイの結果が公表されたことなどが報告された。本フォーラムは、グローバルな取組みや各国での公会計の進捗状況についての情報交換が主であったが、IPSASの導入などに向けて高いスキルと能力を備えた人材を確保していくことが重要課題であると言及するプレゼンターが多かったことなどから、PSFMC会議をこのようなフォーラムの前後に合わせて開催するなど、CAPAにおける公共財務管理の強化に向けた取組みが広く認知され、活用されるように検討することとなった。

続いて、今回の会議のホスト国であるインドの関係者より、インド勅許会計士協会 (ICAI) やインドコスト会計士協会における公共財務管理向上に向けた取組みの紹介があり、国や州の政府関係者に対する会計研修の

提供や、会計調査機関の設立の動きなどの説明が行われた。なお、今後のPSFMCにおける活動分野を特定するに当たり、各国でのIPSASの導入状況や、各加盟団体における公会計に関する取組みを調査することが前回の会議で決定していることから、今回の会議では、今後、各加盟団体に配布することを予定しているサーベイ調査の質問事項等の確認が行われ、必要な字句修正を加え、各加盟団体に配布されることとなった。

2 その他

① 2017年戦略

今回のCAPA理事会では、2016年の戦略計画の実施状況報告の一環として、年初には計画されていなかったがCAPAのウェブサイトの再構築を進めていること、各委員会の活動も計画どおり進んでおり、予算超過などの状況は見込まれていないことなどが報告された。2017年以降の戦略については、引き続き、ガイドラインの作成の継続とその活用促進に向けた広報の実施などにPAODCで取り組むほか、2016年度は世界銀行と共催で開催している「経済発展に資する財務改革 (Financial Reform for Economic Development in Asia)」の第3回目の開催に向けたテーマ選定と準備の年であるため、いずれかの委員会で準備に取り組むことが確認された。

また、今後のCAPAの活動の分野として、統合報告や会計テクニシャンなどのテーマが出され、様々な意見交換が行われた。特に、会計テクニシャンについては、英国の会計テクニシャン協会 (AAT) 関係者から、AATの取組みや財務報告サプライチェーンにおける会計テクニシャンの重要性についてのプレゼンテーションがあり、活

発な議論が行われた。特に、開発途上国の企業や公共団体等においては、公認会計士や監査人といった高度な会計職業専門家に対する需要もさることながら、帳簿をつける作業から財務諸表の作成に至るまで、会計の知識を備えた個人を確保することが難しい現状が広くみられることから、会計テクニシアンへの普及に努めることが1つの解となり得るのではないかと、趣旨の報告が行われ、CAPAとしてどのような取組みができるのかについて、具体的な検討を行うこととなった。

各種の活動の広がり等を踏まえ、2017年度のCAPA活動に係る各国からの分担金は、2016年度比2%の上昇とすることが確認された。

② 定款変更

香港の会社法が改正されたことを受け、香港法人として設立されているCAPAも新しい会社法に則して、その定款 (Memorandum and Articles of Association) を修正する作業を進めている。2017年5月に中国で開催が予定されている総会において、新しい定款を承認することを予定している。

③ IFAC地域組織の改編に関するコンサルテーション・ペーパー

今回の理事会では、IFACから提案のあった地域組織の改編に関するコンサルテーション・ペーパー「Strategic Review of IFAC Regional Engagement (IFACの地域活動に関する戦略的見直し)」に関しても活発な議論が行われた。本コンサルテーション・ペーパーは、従来、IFACの下に位置づけられていた地域組織及び会計グルーピングという枠組みを取り払い、全てを1つの枠組み「Strategic Regional Partner (戦略地域パート

ナー)」に再編するというものである。この再編を通じて、IFACは各地域との協働を深めるとともに、各地域の現状に則した戦略の実施を目指しているとしているが、CAPAを含め、長年活動を行っている地域組織の立場からは、各地域組織の戦略の策定や実施にIFACがどの程度関与することになるのか不明確であること、また、ある特定の一地域において複数の組織が設立されているような場合に、IFACは地域組織間の調整をどのように実施する予定であるのか明確にされていないこと、さらに、現在の枠組みの問題点が明確にされていないことなどから、今後、さらにIFACに説明を求めたうえで、CAPAとしての回答を行うこととなった。

④ 表彰

最後に、CAPAの活動へ特に貢献した個人に供与される賞として「Distinguished Award」が創設されることが公表され、その最初の受賞者として、長年CAPAの活動に関与し、このたびICAEWを退職することとなったJean Ettridge氏が選ばれた。Ettridge氏の多大な貢献に対して、CAPAより感謝の意が示された。

3 今後の会議予定

今回の理事会及び総会は、2017年5月25日から27日に中国の北京で開催される。次回のPSFMC会議は2017年2月又は3月にフィリピンで、PAODCは2017年7月又は8月にフィジーで開催し、それぞれ委員会会議のほか、開催国の規制当局や関係機関と

アウトリーチ活動を行う。2017年は、CAPAの創設から60周年を記念する年であるため、2017年10月又は11月の理事会及び総会は、60周年の記念イベントを企画し、CAPA事務局のあるクアラルンプールで開催することが計画されている。

なお、廃止が検討されてきたCAPA大会については、議論の結果、開催時期を1年延期して存続することを検討することとなり、2018年にシドニーで開催が予定されている世界会計士会議(WCOA)の2年後の2020年に、いずれかの加盟団体の国で開催することを、今後1年のうちに検討して決定する予定である。

II 総会 (Assembly of Delegates)

本総会において、2016年5月の総会議事録が承認され、2017年度の各加盟団体の年会費が承認された。

(常務理事／CAPA日本代表理事
染葉真史
国際委員会／CAPAテクニカル・
アドバイザー 小林繁明
事務局／CAPAテクニカル・
アドバイザー 渡場友絵)

<注>

- 1 その後、公表された(<http://capa.com.my/article.cfm?id=777>)。
- 2 IFAC総会等でのプレゼンテーションではなく、パンフレットの配布のみが行われた。